

「学校感染症」と診断されたら・・・

- 1 医師の指示に従い、しっかり療養してください。
- 2 学校感染症予防（学校保健安全法）により、出席停止になります。
学校に速やかに連絡してください。

- 3 **出席停止の証明について・・・** 登校後、証明用紙を渡します。

●（様式1）を医療機関に記入していただき、学校に提出してください。

※ 学校指定の様式でなく、医療機関で発行される用紙でも構いません。

ただし、インフルエンザ、または（様式1）が医療機関にて有料となる場合、

●（様式2）を保護者が記入し、提出していただいても構いません。

※ 病院を受診されました際に、病名と自宅療養期間（出席停止期間）を必ず担当医に確認され、別紙（様式2）に保護者が記入してください。

また、処方箋や領収書等の、医療機関を受診したことを証明できる書類の提出も必要です。

新型コロナウイルス感染症関連はこちらを提出してください

●（様式3）保護者が記入し、学校に提出してください。処方箋や領収書等の、医療機関を受診したことを証明できる書類の提出も必要です。※（様式1）の提出は不要です。

※ ただし、第一種感染症や麻疹等感染力の強い学校感染症や結核の場合は、
医師による証明が必要です。

なお、証明書の提出がない場合には出席停止となりませんのでご注意ください。

※（様式1～3）の用紙は、但馬農高のホームページからダウンロードできます。

〔参考〕学校感染症 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則 第19条）

第一種 …治癒するまで

・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MARS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(新型コロナウイルス)、新感染症

第二種

・インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症)を除く。）

…発症後5日かつ解熱した後2日を経過するまで

・百日咳 …特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

・麻疹（はしか） …解熱した後3日を経過するまで

・流行性耳下腺炎 …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

・風疹 …発疹が消失するまで

・水痘 …すべての発疹が痂皮化するまで

・咽頭結膜熱 …主要症状が消退した後、2日を経過するまで

・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 …症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種 …病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎

・急性出血性結膜炎

・その他の感染症